

(目的)

第1条 この要領は、松江市が発注する小規模な修繕及び工事等(以下「小規模修繕工事等」という。)について、市内に主たる事業所又は住所を有する小規模な事業者(以下「事業者」という。)を登録し、事業者の受注機会を積極的に拡大するとともに、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 小規模修繕工事等は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易である工事等のうち、1件の予定価格が130万円未満のものとする。

(登録できる事業者)

第3条 登録できる事業者は、市内に主たる事業所又は住所を有する者であって、次に掲げる要件を備えているものとし、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可の有無、経営組織及び従業員数は問わないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 松江市建設工事請負契約競争入札参加資格者でないこと。
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有すること。
- (4) 松江市税の滞納がないこと。
- (5) 国民健康保険料の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(登録申請)

第4条 登録を希望する事業者は、次の方法により申請するものとする。

- (1) 登録申請は、隔年度に実施する登録申請(以下「定期申請」という。)及び市長が別に定める期間に実施する登録申請(以下「追加申請」という。)とする。
- (2) 登録申請は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

ア 松江市小規模修繕工事等希望者登録申請書

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては代表者の身分証明書(発行官公署で定めるもの。)

ウ 市税納付状況調査同意書

エ 国民健康保険料納付状況調査同意書

オ 希望業種の履行に必要な資格、免許等を証明する書類の写し

カ 誓約書

キ 役員等名簿

- 2 前項の追加申請を行うことができる者は、新たに登録を希望する者及び登録済の者であって工事種別の追加を希望する者に限る。
- 3 第1項の定期申請を行った者は、当該申請を行った年度の翌年度の4月1日から2年間、追加申請を行った者は、当該申請により認定された日から直前の定期申請を行った者の有効期間満了日までの期間、登録される。
- 4 第1項の規定により登録申請を行った者で、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに松江市小規模修繕工事等希望者登録事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称、所在地及び代表者の職氏名

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(資格者名簿)

第5条 市長は、前条の規定により登録申請を行った者が登録資格を有すると認められるときは、資格者名簿に登録し、小規模修繕工事等の業者選定に活用するものとする。ただし、資格者名簿への登録は、指名及び契約を約束するものではない。

(登録申請結果の通知)

第6条 市長は、前条の規定により資格者名簿に登録したときは、当該申請を行った者にその旨を通知するものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、名簿登録者が第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき、又は不正の手段により同条の登録を行ったと認められるときは、登録を取り消すものとする。

(登録業者の取扱)

第8条 発注課は、小規模修繕工事等の業者選定に際して、積極的に名簿登録者に対し見積りの参加機会を与えるように努めるものとし、次に掲げる事項により業者選定を行うものとする。

(1) 登録希望業種

(2) 施工場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、施工に関して必要な事項
(契約保証金)

第9条 名簿登録者との契約の締結に際しては、契約保証金を免除するものとする。

(松江市建設工事に関する契約規則の適用除外)

第10条 小規模修繕工事等については、松江市建設工事に関する契約規則(平成17年松江市規則第59号)第3条に規定する「市長が建設業者以外の者を当該契約の相手方とする必要があると認めるとき」として、同規則の適用はしない。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日松江市告示第151号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月1日松江市告示第319号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日松江市告示第365号)

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成26年10月29日松江市告示第385号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成28年11月1日松江市告示第404号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。